沖縄県宜野湾市字新城下原	六七二番	田	
沖縄県宜野湾市字新城下原	六七五番	田	
沖縄県宜野湾市字新城下原	六七六番	田	
沖縄県宜野湾市字新城下原	六七九番	田	
沖縄県宜野湾市字新城下原	六九四番	田	
沖縄県宜野湾市字新城下原	六九六番	田	
沖縄県宜野湾市字新城下原	六九五番	田	
沖縄県宜野湾市字新城下原	七〇三番	田	
沖縄県宜野湾市字新城下原	七〇四番	田	
沖縄県宜野湾市字新城下原	七〇七番	田	
沖縄県宜野湾市字新城下原	七四二番	田	
沖縄県宜野湾市字新城下原	七四三番	田	
沖縄県中頭郡北谷町字北前安仁屋原	二九七番	雑種地	
沖縄県中頭郡北中城村字比嘉西原	七〇三番一	雑種地	
沖縄県中頭郡北中城村字比嘉西原	七三二番一	原野	
沖縄県中頭郡北中城村字瑞慶覧部落	一八番	雑種地	
沖縄県中頭郡北中城村字瑞慶覧東後原	七〇〇番一	原野	
沖縄県中頭郡北中城村字瑞慶覧東後原	九二二番	雑種地	
沖縄県中頭郡北中城村字瑞慶覧東後原	九四二番	雑種地	

三　縦覧場所

沖縄県宜野湾市伊佐四丁目一番一一号　伊佐区公民館

沖縄県中頭郡北谷町字桑江二二六番地　北谷町役場

沖縄県中頭郡北中城村字喜舎場四二六番地二　北中城村役場

四　縦覧期間

平成二十四年五月二日から同月十六日まで

五　土地所有者及び関係人等の意見提出

土地収用法第四十三条（土地収用法第四十七条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定により、土地所有者及び関係人は右縦覧期間内に、損失の補償の決定によって権利を害されるおそれのある者は収用委員会の審理が終わるまでは、沖縄県収用委員会（郵便番号九〇〇―八五七〇　沖縄県那覇市泉崎一丁目二番二号）に意見書を提出することができる。

平成二十四年五月二日

防衛大臣　田中　直紀

ホワイト・ビーチ地区の一部土地に関する裁決の申請等に関する公告

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第十四条の規定により適用される土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下単に「土地収用法」という。）第四十二条第一項及び土地収用法第四十七条の四第一項の規定により、沖縄県収用委員会から裁決申請書及びその添付書類並びに明渡裁決の申立てに係る書類の写しが送付されたので、土地収用法第四十二条第二項（土地収用法第四十七条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公告するとともに、当該書類の写しを縦覧に供する。

一　裁決の申請等があった旨について

沖縄防衛局長から沖縄県収用委員会に対して、土地収用法第三十九条第一項の規定による裁決の申請及び土地収用法第四十七条の二第三項の規定による明渡裁決の申立てがあった。

二　使用しようとする土地及び明渡裁決の申立てに係る土地の所在、地番及び地目

所在	地番	地目
沖縄県うるま市勝連内間仲間屋	二四三三番	原野
沖縄県うるま市勝連平敷屋堀土	九七三番	雑種地

三　縦覧場所

沖縄県うるま市天願七六番地　天願公民館

四　縦覧期間

平成二十四年五月二日から同月十六日まで

五　土地所有者及び関係人等の意見提出

土地収用法第四十三条（土地収用法第四十七条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定により、土地所有者及び関係人は右縦覧期間内に、損失の補償の決定によって権利を害されるおそれのある者は収用委員会の審理が終わるまでは、沖縄県収用委員会（郵便番号九〇〇―八五七〇　沖縄県那覇市泉崎一丁目二番二号）に意見書を提出することができる。

平成二十四年五月二日

防衛大臣　田中　直紀

普天間飛行場の一部土地に関する裁決の申請等に関する公告

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第十四条の規定により適用される土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下単に「土地収用法」という。）第四十二条第一項及び土地収用法第四十七条の四第一項の規定により、沖縄県収用委員会から裁決申請書及びその添付書類並びに明渡裁決の申立てに係る書類の写しが送付されたので、土地収用法第四十二条第二項（土地収用法第四十七条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公告するとともに、当該書類の写しを縦覧に供する。

一　裁決の申請等があった旨について

沖縄防衛局長から沖縄県収用委員会に対して、土地収用法第三十九条第一項の規定による裁決の申請及び土地収用法第四十七条の二第三項の規定による明渡裁決の申立てがあった。

二　使用しようとする土地及び明渡裁決の申立てに係る土地の所在、地番及び地目

所在	地番	地目
沖縄県宜野湾市字野嵩前原	四六三番	畑
沖縄県宜野湾市字野嵩知念堂原	一八四三番	畑

沖縄県宜野湾市字野嵩長迫原	一八八五番	畑
沖縄県宜野湾市普天間二丁目	五二六番六	宅地
沖縄県宜野湾市字喜友名前原	三三四番	雑種地
沖縄県宜野湾市字喜友名勢頭原	五七六番	畑
沖縄県宜野湾市字新城新城原	二番	宅地
沖縄県宜野湾市字新城新城原	一九番	宅地
沖縄県宜野湾市字新城新城原	二八番	畑
沖縄県宜野湾市字新城新城原	六三番	畑
沖縄県宜野湾市字新城東原	一四八番	畑
沖縄県宜野湾市字新城東原	一八一番	畑
沖縄県宜野湾市字新城東原	二一七番	畑
沖縄県宜野湾市字新城前原	二四三番	雑種地
沖縄県宜野湾市字新城前原	二六四番	畑
沖縄県宜野湾市字新城前原	二七五番	畑
沖縄県宜野湾市字新城前原	二八一番	宅地
沖縄県宜野湾市字新城前原	二八四番一	畑
沖縄県宜野湾市字新城前原	二八五番一	畑
沖縄県宜野湾市字伊佐上原	七六六番	山林
沖縄県宜野湾市字大謝名軍花原	一二〇八番二	山林
沖縄県宜野湾市字宜野湾大嶺原	一〇〇八番一	畑
沖縄県宜野湾市字宜野湾下原	一〇七四番	墓地
沖縄県宜野湾市字赤道上原	三四四番	畑